

令和6年度 地域包括支援センター活動方針

1. 包括的支援事業

●総合相談支援業務

- さまざまな課題を抱える高齢者について、3職種がチームとなって必要な方策の検討とそれに基づく初期対応を行い、適切な機関や制度等につなげる。
- 担当地区の自治会・民生委員、地域の活動団体、介護・医療・福祉の関係機関とのネットワークの構築・強化に努める。
- 地域住民に対して、地域包括支援センターの認知度の向上に努める。

●権利擁護業務

- 判断能力が不十分な高齢者やその家族等からの金銭管理等の相談に対して、日常生活自立支援事業、成年後見制度の説明を行い、申し立ての支援や関係機関の紹介等を行う。
- 高齢者虐待については、地域のネットワークを活用し、虐待防止及び早期発見に努めるとともに、虐待通報や相談があった場合は、事実確認を行い、虐待事実を客観的に見定め、市と連携のもと適切な支援を行う。
- 消費者被害について、消費者被害を未然に防ぐために、関係機関との連携や地域住民への普及啓発を行う。

●包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- 地域の介護支援専門員が業務を円滑に行えるよう、支援困難事例への指導・助言、自立支援・重度化防止につながるケアマネジメントへの助言など、専門的な見地からの総合調整や後方支援を行う。
- 介護支援専門員の資質向上を図るため、事例検討会や研修会等を実施する。

●地域ケア会議推進事業

- 困難事例等に関して、積極的に個別地域ケア会議を開催し、ケースに関する多職種の関係者を集め、包括的・継続的なケアマネジメントが実践できるよう介護支援専門員のサポートを行うと共に、地域のネットワークの強化・推進を行う。
- 個別地域ケア会議により抽出された地域課題について、地域住民や関係機関等と連携・協力を図り、課題解決に向けて検討する圏域ケア会議を開催する。
- 介護予防地域ケア会議に参画し、総合事業の建付け等について市やリハビリテーション専門職等と共に検討する。

2. 一般介護予防事業

●介護予防把握事業

- 関係機関との連携を図りながら、支援が必要な高齢者を早期に把握する。
- 対象者自らが心身の状況を理解するために、基本チェックリストを実施し、必要に応じて通いの場や介護予防サービス等の適切なサービスにつなげる。

●介護予防普及啓発事業

- 様々なテーマの介護予防教室を開催し、正しい介護予防の知識の普及啓発を行う。
- 介護予防教室の新規参加者を増やすために、周知方法や開催日時・場所などを創意工夫する。
- 市が発行する介護予防手帳の内容について、市と共に検討をする。

●地域介護予防活動支援事業

- 通いの場が少ない地域を中心に生活支援コーディネーター等と協力し、通いの場の立ち上げを行う。
- 通いの場が継続できるように適宜リーダー等に連絡を取り、必要に応じて助言等を行う。
- 効果的な通いの場の運営や参加者のモチベーション維持のために、体力測定やリハビリテーション専門職の派遣調整を行う。

3. 認知症総合支援事業

●認知症初期集中支援事業

- 門真オレンジ（認知症初期集中支援）チーム員を配置し、適切な医療や介護サービスにつながっていない高齢者を把握し、チーム員会議において発動相談を積極的に行う。
- 門真オレンジチームの周知・啓発を行う。

●認知症地域支援・ケア向上事業

- 認知症地域支援推進員を中心に、担当の地域に認知症カフェを1か所以上開設できるように、立ち上げ支援等を行う。
- 認知症地域支援推進員を配置し、市の認知症地域支援推進員と協力し、認知症ケアパスの改訂作業及び認知症ケアパスの普及啓発を行う。

●認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

- 認知症地域支援推進員を中心に、原則、地域包括支援センターごとに認知症サポーターステップアップ講座を開催する。
- 認知症サポーターステップアップ講座の修了生が認知症に関する取り組みを行っている団体への参加ができるよう、サポートする。
- 認知症に関する取り組みを行っている団体の活動への協力や支援を行う。

4. 任意事業

- 認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする認知症サポーター養成講座を開催する際には、非活動のキャラバン・メイトとペアになり、開催する。
- 地域住民や各種団体等に認知症サポーター養成講座のチラシを配布し、認知症サポーター養成講座の開催につながるようアプローチする。
- 家族介護者の QOL の向上を目的に、健康相談や介護者交流会、家族介護教室等を開催し、介護・福祉サービスや介護休暇制度等の情報提供を行う。
- 関係機関と連携し、ヤングケアラーを把握し、必要な支援につなげる。

5. 介護予防ケアマネジメント事業

- 要支援者及び事業対象者に対して、主体的な取り組みができるよう、元気はつらつ教室の利用促進に加えて、住民主体の通いの場等の地域資源の活用も視野に入れたケアマネジメントを行う。
- リハビリテーション専門職同行訪問事業の対象拡充に伴い、地域の介護支援専門員への自立支援の普及啓発を行う。
- 三職種については、包括的支援事業に影響が生じないよう市が定めた上限件数の範囲内で業務を行う。
- 指定居宅介護支援事業所に委託する場合は、適切なケアマネジメントが実施されるよう、センターが適宜関与する。
- 門真市ケアマネジメントマニュアルの改訂に向けた話し合いに参加し、マニュアル作成に協力する。